

四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン
新旧対照表

ページ	旧	新										
P.2、7、12	FIT法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(FIT/FIP制度)										
P.2	※ 本ガイドライン施行以前に、FIT法に基づき事業計画の認定申請を行った施設及び改正前(H29.3.31以前)のFIT法に基づき設備の認定申請を行った施設についても、進捗状況等に応じ本ガイドラインの対象とします。	※ 本ガイドライン施行以前に、FIT法に基づき事業計画の認定申請を行った施設及び改正前(H29.3.31以前)のFIT法に基づき設備の認定申請を行った施設についても、進捗状況等に応じ本ガイドラインの対象とします。 <u>また、特別措置法(FIT/FIP制度、R4.4.1施行)以前にFIT法に基づき事業計画の認定申請を行った施設も対象とします。</u>										
P.4	(3)市との協定の締結 事業予定地の面積が原則として10ha以上の場合、市は事業者に、環境保全等に関する事項を記載した協定(別紙様式)を市と締結するよう依頼します。事業者は、市と協議の上、当該協定を締結するよう努めてください。 (10ha未満でも、市が必要と認める場合、当該協定の締結を依頼することがあります。)	(3)市との協定の締結 事業予定地の面積が原則として10ha以上の場合、市は事業者に、環境保全等に関する事項を記載した協定(別紙様式)を市と締結するよう依頼します。事業者は、市と協議の上、当該協定を締結するよう努めてください。 (10ha未満でも、「設置するのに適当でない区域」(p.5参照)で事業を計画する場合など、市が必要と認める場合は、当該協定の締結を依頼することがあります。)										
P.6	三重県土採取規制条例 土の採取区域 土の採取に伴う災害を防止するため、土の採取を行う場合に認可が必要な場合があるため。	三重県土採取規制条例 土の採取区域 土の採取に伴う災害を防止するために、土の採取を行う場合に認可が必要な場合があるため。										
P.6	(記載なし)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">土壌汚染対策法</td> <td>要措置区域</td> <td>土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であるため。</td> </tr> <tr> <td>形質変更時 要届出区域</td> <td>土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域であるが、土地の形質変更時に届出が必要となるため。</td> </tr> </table>	土壌汚染対策法	要措置区域	土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であるため。	形質変更時 要届出区域	土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域であるが、土地の形質変更時に届出が必要となるため。					
土壌汚染対策法	要措置区域	土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であるため。										
	形質変更時 要届出区域	土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域であるが、土地の形質変更時に届出が必要となるため。										
P.6	砂防法(砂防指定地等管理条例) 砂防指定地 土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	砂防法(砂防指定地等管理条例) 砂防指定地 土砂災害を防止するために、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。										
P.6	急傾斜地崩壊防止法 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	急傾斜地法 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。										
P.7	(記載なし)	<table border="1"> <tr> <td>農業用ため池の管理及び保全に関する法律</td> <td>特定農業用ため池</td> <td>特定農業用ため池を保全するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。</td> </tr> </table>	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池	特定農業用ため池を保全するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。							
農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池	特定農業用ため池を保全するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。										
P.19	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">5</td> <td rowspan="3">森林法</td> <td>開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。</td> </tr> <tr> <td>開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超える場合は、林地開発許可が必要です。(url略)</td> </tr> <tr> <td>開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。</td> </tr> </table>	5	森林法	開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。	開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超える場合は、林地開発許可が必要です。(url略)	開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">5</td> <td rowspan="3">森林法</td> <td>開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。</td> </tr> <tr> <td>開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超える場合は、林地開発許可が必要です。(url略)</td> </tr> <tr> <td>開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。</td> </tr> </table>	5	森林法	開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。	開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超える場合は、林地開発許可が必要です。(url略)	開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。
5	森林法			開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。								
				開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超える場合は、林地開発許可が必要です。(url略)								
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。										
5	森林法	開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。										
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超える場合は、林地開発許可が必要です。(url略)										
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。										
P.21	<table border="1"> <tr> <td>23</td> <td>土壌汚染対策法(三重県生活環境の保全に関する条例)</td> <td>3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要です。 また、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。</td> </tr> </table>	23	土壌汚染対策法(三重県生活環境の保全に関する条例)	3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要です。 また、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	<table border="1"> <tr> <td>23</td> <td>土壌汚染対策法(三重県生活環境の保全に関する条例)</td> <td>3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要です。 また、<u>一定規模(3,000㎡、ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等にあつては900㎡)以上の土地の形質を変更しようとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。</u></td> </tr> </table>	23	土壌汚染対策法(三重県生活環境の保全に関する条例)	3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要です。 また、 <u>一定規模(3,000㎡、ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等にあつては900㎡)以上の土地の形質を変更しようとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。</u>				
23	土壌汚染対策法(三重県生活環境の保全に関する条例)	3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要です。 また、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。										
23	土壌汚染対策法(三重県生活環境の保全に関する条例)	3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要です。 また、 <u>一定規模(3,000㎡、ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等にあつては900㎡)以上の土地の形質を変更しようとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。</u>										
P.21	<table border="1"> <tr> <td>27</td> <td>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</td> <td>建築物※の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.23を参照</td> </tr> </table>	27	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物※の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.23を参照	<table border="1"> <tr> <td>27</td> <td>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</td> <td>建築物※の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、<u>No.26</u>を参照</td> </tr> </table>	27	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物※の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、 <u>No.26</u> を参照				
27	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物※の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.23を参照										
27	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物※の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、 <u>No.26</u> を参照										
P.21	<table border="1"> <tr> <td>28</td> <td>三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例</td> <td>①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要です。 ②建築物※のうち、特定施設に該当するもの新築等を行う場合は、事前に協議が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.23を参照(url略)</td> </tr> </table>	28	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要です。 ②建築物※のうち、特定施設に該当するもの新築等を行う場合は、事前に協議が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.23を参照(url略)	<table border="1"> <tr> <td>28</td> <td>三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例</td> <td>①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要です。 ②建築物※のうち、特定施設に該当するもの新築等を行う場合は、事前に協議が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、<u>No.26</u>を参照(url略)</td> </tr> </table>	28	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要です。 ②建築物※のうち、特定施設に該当するもの新築等を行う場合は、事前に協議が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、 <u>No.26</u> を参照(url略)				
28	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要です。 ②建築物※のうち、特定施設に該当するもの新築等を行う場合は、事前に協議が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.23を参照(url略)										
28	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要です。 ②建築物※のうち、特定施設に該当するもの新築等を行う場合は、事前に協議が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、 <u>No.26</u> を参照(url略)										
P.21	(記載なし)	<table border="1"> <tr> <td>36</td> <td>農業用ため池の管理及び保全に関する法律</td> <td>特定農業用ため池における工作物の設置等について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する許可が必要な場合があります。</td> <td>許可</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>三重県四日市農林事務所農村基盤室(059-352-0646)</td> </tr> </table>	36	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池における工作物の設置等について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する許可が必要な場合があります。	許可	-	-	三重県四日市農林事務所農村基盤室(059-352-0646)			
36	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池における工作物の設置等について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する許可が必要な場合があります。	許可	-	-	三重県四日市農林事務所農村基盤室(059-352-0646)						